

日高市マスコットキャラクター使用取扱い要綱

平成26年 5月22日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) くりっかー
- (2) くりっぴー

(使用できる者)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、または使用する恐れのあるもの。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動に係るイベント等に使用される恐れのあるもの。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について不相当であると認めるもの。

(営利を目的とする使用承認申請)

第4条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合は、あらかじめ日高市マスコットキャラクター使用承認申請(報告)書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、日高市マスコットキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は日高市マスコットキャラクター使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(営利を目的としない使用の報告)

第5条 営利を目的としないでキャラクターを使用する場合は、あらかじめ日高市マスコットキャラクター使用承認申請(報告)書(様式第1号)によって、その使用方法を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告について、不相当と認める場合は前条に定める申請を求めらるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用するものは、キャラクターデザインの改変及び次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 第2条に掲げるものを使用する場合は、「日高市マスコットキャラクター「○○(キャラクター名)」」との表記を付すこと。

(3) 前号に規定する表記を付すことがスペース等の関係で難しいとき、キャラクターの右下に「©日高市2008」あるいは「©hidaka2008」(大文字可能)の表記を付すことをもって代えることができる。

(4) 前号に規定する表記を付すことが難しいときは、あらかじめ市長の承認を受けることで、その表記を省略することができる。

(5) 商品等の完成後については速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(承認内容の変更)

第7条 第4条によるキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ日高市マスコットキャラクター使用変更申請(報告)書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について相当と認めるときは、日高市マスコットキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)を交付するものとし、相当でないとき認めるときは、日高市マスコットキャラクター使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(報告内容の変更)

第8条 第5条によるキャラクターの使用報告を行った者が、報告した内容を変更しようとするときは、あらかじめ日高市マスコットキャラクター使用変更申請(報告)書(様式第4号)によって市長に報告しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったときは、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

2 キャラクターを使用している者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

3 前2項の規定による請求等、及び承認の取消し、並びにその他キャラクターの使用に関し、使用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

(庶務)

第10条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、市民生活部産業振興課において処する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

日高市マスコットキャラクター使用承認申請（報告）書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所.....

氏 名

（名称及び代表者名）.....

電 話.....

次のとおり、日高市のマスコットキャラクターを使用したいので申請（報告）します。

使用するキャラクター		
使用の詳細	目 的	
	方 法	
	日時・期間等	
連絡責任者	（フリガナ） 名 前	
	連 絡 先	TEL () FAX ()
第6条第1項による 名称等の表記方法 ※○をつけてください		1 「日高市マスコットキャラクター「○○（キャラクター名）」」（第2号表記） 2 「©日高市2008」または「©hidaka2008」（大文字可能）（第3号表記） 3 省略（第4号表記）
添 付 書 類		1 キャラクターの用途がわかるもの 2 その他

様式第2号（第4条、第7条関係）

日高市マスコットキャラクター使用（変更）承認書

年 月 日

様

日高市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用（変更）について、次のとおり承認します。

承認番号	第 号
承認するキャラクター	
承認内容	<ol style="list-style-type: none">1 提出したキャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。2 日高市マスコットキャラクター使用取扱い要綱を遵守すること。3 その他

様式第3号（第4条、第7条関係）

日高市マスコットキャラクター使用（変更）不承認書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

電 話

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用（変更）については、次のとおり不承認となります。

不承認根拠	日高市マスコットキャラクター使用取扱い要綱 第3条第1項 号に該当。
不承認理由	

様式第4号（第7条、第8条関係）

日高市マスコットキャラクター使用変更申請（報告）書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

電 話

キャラクター使用承認番号第 号の内容について、次のとおり変更したいので申請（報告）します。

変更する項目	
変更する内容	